

東郷町特定土地利用等事業の基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（平成29年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）のうち特定土地利用等事業の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水面 主にかんがいの用に供している、又は供していた貯水池（以下「ため池」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条及び砂防法（明治30年法律第29号）第1条の規定により設置された雨水を一時的に貯留する施設（以下「調整池」という。）をいう。

(2) 大型自動車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動車をいう。

(土地の用途の変更の定義)

第3条 条例第2条第8号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資材置場 建設工事の用に供する土砂、石材、仮設材その他の物資（以下「資材等」という。）又は建設工事以外の用に供する資材等（農林業の用に供する物を除く。）を置く場所（工場及び建設工事現場を除く。）をいう。

(2) 廃棄物関連施設用地 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設、保管場所、積替え場所、最終処分場その他廃棄物の再利用に供するための施設として使用する用地をいう。

2 条例第2条第8号の規則で定める行為は、次に掲げる用途に変更する行為をいう。

(1) 廃自動車等保管場所用地 用途を廃止した車両、使用済みの車両用タイヤ、建設廃材、使用済み家庭電化製品、使用済み家具、古紙、瓶、缶その他これら

に類するものを屋外で集積して保管するために使用する土地をいう。

- (2) 土砂等一時堆積用地 建設発生土（建設作業において発生した土で、建設現場では使用用途のない土をいう。）その他の土砂を搬入し、主として他の場所への搬出を目的として一時的に堆積の用に供する場所であつて、当該土砂等の盛土の高さが1メートル以上のものをいう。
- (3) 駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両を駐車するために継続的に使用する場所（専ら個人が自己の利用に供する目的で使用するものを除く。）をいう。
- (4) 太陽光発電施設用地 他の建築物の建築等を伴わない太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）の用に供する土地をいう。

（土地の区画形質の変更のうち規則で定める行為）

第4条 条例第2条第9号の規則で定める行為は、水面の埋立てをいう。

（土地の用途の変更及び土地の区画形質の変更の基準）

第5条 条例第38条第1項の柵又はフェンスの基準は、次のとおりとする。

- (1) 容易に立入りができるよう門扉を設けること。
- (2) 前号の門扉は、一の区域に対し、1か所とすること。
- (3) 構造は、容易に転倒し、又は破壊されないものであること。

2 条例第38条第2項の規則で定める樹木の植栽等の基準は、1メートルごとに2本以上の低木の植栽又は1メートルごとに1本以上の中低木の植栽を標準とし、道路の通行上支障があると認められるときは、景観に配慮したイラスト等を表示するものとする。

3 条例第39条の排水施設は、東郷町特定開発等事業の道路、水路等の基準を定める規則（平成30年東郷町規則第5号）第14条の規定の例による。

4 条例第40条第1項の規則で定める幅員は、4メートルとする。

5 条例第41条の緑化は、特定土地利用等事業を行う区域の面積ごとに、別表の左欄の区分に応じ、東郷町特定開発等事業の緑化の基準を定める規則（平成30年東郷町規則第6号）の例により、それぞれ同表の右欄に定める割合の植栽をしなければならない。

6 条例第42条の農業用施設は、事業区域に農業用施設があり、事業の実施のため当該施設等を除却等する必要があるときは、当該施設の機能を保全するための代替りの施設を整備しなければならない。ただし、施設の管理者が必要でないことを認めるときは、この限りでない。

7 特定土地利用等事業の施行に関する基準は、前各項に定める基準のほか、次に定めるとおりとする。

(1) 特定土地利用等事業を行う区域は、隣接地の所有者との境界を確認し、特定土地利用等事業の区域を明確にしなければならない。この場合において、当該区域を明確にするため必要なときは、境界杭を設置しなければならない。

(2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の基準に準じ造成しなければならない。

(3) 特定土地利用等事業の区域の乗入れ口の基準は、東郷町特定開発等事業の道路、水路等の基準を定める規則第13条の規定の例による。

（大型自動車の通行の制限）

第6条 町は、大型自動車が次に掲げる道路を通行する特定土地利用等事業の計画については、事業協定を締結することができない。ただし、やむを得ない理由により通行する必要があると認めるときは、道路管理者の指示に従った上で事業協定を締結することができる。

(1) 表層5センチメートル未満の道路

(2) 耐荷重25トン未満の橋りょう

（道路、水路等の保護）

第7条 道路、水路等を乗入れ口として横断して使用するときは、次に掲げる保護の措置を行うものとする。

(1) 道路には鉄板を設置すること。

(2) 前号の鉄板を設置するときは、道路法（昭和27年法律第180号）及び東郷町道路管理規則（昭和61年東郷町規則第5号）の道路占用の手続を行うこと。

(3) 鉄板の設置により、道路との間に段差が生じたときは、アスファルト等のすりつけにより段差を解消すること。

(4) 道路に設置した鉄板は、通行者の安全を確保するための滑り止め対策を講ずること。

(道路、水路等の破損に伴う補修)

第8条 大型自動車の通行により町の管理する道路、水路等に損傷が認められたときは、事業者は、原状回復を原則とし、幹線道路から特定土地利用等事業の区域までの間の道路、水路等を次に掲げる基準により補修等を行わなければならない。

(1) わだち、陥没等により5センチメートル以上の損傷が生じたときは、舗装を打ち変えるものとする。

(2) 前号に掲げるもの以外の損傷が生じたときその他道路、水路等の管理者が危険と判断した場合は、その指示に従って補修するものとする。

(児童生徒の安全確保)

第9条 事業者及び工事施行者は、児童生徒の通学時間帯において、東郷町小中学校長が指定する通学路（以下単に「通学路」という。）に大型自動車を通行させてはならない。ただし、通学路を使用する学校長にあらかじめ連絡し、安全確保の措置をとったときは、必要最小限の範囲で通行することができる。

2 通学路に面する区域で特定土地利用等事業を行うときは、安全確保の措置をとらなければならない。

(騒音、振動及び土砂の流出等の防止)

第10条 事業者及び工事施行者は、特定土地利用等事業を行うときは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）その他環境に関する法令を遵守し、公害防止対策を講じなければならない。

2 事業者及び工事施行者は、土砂等の飛散を防止するため、散水、防砂シート等の対策を講じなければならない。

3 事業者及び工事施行者は、工事施行中の汚濁水が道路側溝、河川等排水施設に流出しないよう沈砂地の設置等必要な対策を講じなければならない。

4 事業者及び工事施行者は、道路、水路等への運搬物の落下防止及び工事現場への出入りの際に発生する土砂等の流出防止に努めなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 条例附則第 3 項の規定により行う手続に係る特定土地利用等事業については、この規則の施行前においても、この規則の基準に従わなければならない。

別表（第 5 条関係）

区分	緑化率
区域の面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上の場合	5 パーセント
その他	3 パーセント